

○新十津川町不妊治療費の助成に関する条例

平成28年 3月30日 条例第14号

新十津川町不妊治療費の助成に関する条例

新十津川町特定不妊治療費の助成に関する条例（平成19年新十津川町条例第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療に要する費用を助成し、当該夫婦の経済的負担を軽減することで、少子化対策の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）夫婦 戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定により婚姻の届出をした夫婦をいう。
- （2）医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- （3）保険給付 医療保険各法に規定する療養費の給付をいう。
- （4）一般不妊治療 保険給付の適用となる不妊治療及び保険給付の適用とならない人工授精による不妊治療をいう。
- （5）特定不妊治療 保険給付の適用とならない体外受精及び顕微授精による不妊治療並びに不妊治療の一環として行われる精子採取のための手術療法をいう。

（助成の内容）

第3条 町長は、一般不妊治療に要する治療費及びその治療を受けていることを証明する証明書の発行に係る手数料（以下「手数料という。」）並びに特定不妊治療に要する治療費を助成することができる。ただし、規則で定める不妊治療法による治療費は除く。

（助成の対象者）

第4条 前条の規定による助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- （1）夫婦の一方又は双方が医療機関において不妊症と診断されていること。
- （2）不妊治療を開始した日における妻の年齢が満43歳未満であること。
- （3）夫婦のいずれもが住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の定めるところにより本町の住民基本台帳に記録され、助成金の交付申請をする日まで引き続き1年以上居住していること。

- (4) 夫婦の所得の合計額が規則で定める所得の要件に該当すること。
 - (5) 夫婦のいずれもが医療保険各法の医療保険に加入していること。
 - (6) 夫婦のいずれもが町の公租公課を滞納していないこと。
 - (7) 特定不妊治療の助成にあつては、北海道特定不妊治療費助成要綱（以下「道要綱」という。）による助成の決定を受けていること。
- （助成金の額等）

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 一般不妊治療 1月1日から12月31日までの1年間の治療費及び手数料の合計額。ただし、年間20万円を限度とする。
- (2) 特定不妊治療 道要綱による助成の決定を受けた治療費の合計額。ただし、1回の不妊治療（1回とする不妊治療の過程については、規則に定める。）につき10万円を限度とする。

2 前項各号の助成金の額は、次の各号に掲げるものを除いた額とする。

- (1) 医療保険各法に規定する食事療養標準負担額
- (2) 医療保険各法に規定する保険給付金
- (3) 法令等により国又は道から交付される助成金
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めた経費

3 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（助成の回数）

第6条 前条第1項各号の交付回数は、規則に定める。

（助成金の申請）

第7条 助成を受けようとする助成対象者は、規則で定めるところにより、町長に対し助成の申請をしなければならない。

（助成の決定通知）

第8条 町長は、前条の助成の申請があつた場合は、その内容を審査し、助成の決定をしたときは、規則で定めるところにより、当該申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する場合において、町長は助成することが適当でないとして決定したときは、規則で定めるところにより、理由を付して当該申請者に通知するものとする。

（助成の決定の取消又は返還）

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の決定又は助成金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）があるときは、助成の決定を取り消し、又は既に受けている助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

2 町長は、前項の規定による取消又は返還を決定したときは、規則で定めるところにより、その旨を当該受給者に通知するものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年に限り、第5条第1項第1号中「1月1日から12月31日までの1年間」とあるのは「4月1日から12月31日までの期間」に読み替えるものとする。